

介護予防短期入所療養介護 施設サービスについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 概 要

介護予防短期入所療養介護は、要介護者又は要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、介護予防短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者及び身元引受人（ご家族）の希望を十分に受け入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. サービス内容

- (1) 施設サービス計画の立案
- (2) 介護予防短期入所療養介護計画の立案
- (3) 療養室 個 室、4人室（個室の利用には別途料金をいただきます。）
- (4) 食 事 朝 食 7時30分～8時30分
昼 食 12時00分～13時00分
夕 食 18時00分～19時00分（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
- (5) 入 浴 週に最低2回（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には機械浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- (6) 医学的管理・看護
- (7) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- (8) 相談援助サービス
- (9) 行政手続代行
- (10) 理美容 月2回（別途料金）
- (11) その他

※ これらのサービスには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくこともありますので、詳細はご相談ください。

4. 利用料金

(1) 基本料金

※ 別紙、「利用料金 基本料金表」介護予防短期入所サービス欄 を参照

- (2) 食 費（1日当たり） 朝食 419円、昼食 525円、夕食 543円、おやつ 70円

※ ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。

- (3) 滞在費（療養室の利用費）（1日当たり） 個 室 1,670円
4人部屋 377円

※ ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。

(4) その他の料金

- ㊦ 入所者が選定する特別な療養室料 個 室 550円・770円/日（税込）
- ㊧ 理美容代 実 費
- ㊨ 冷蔵庫使用代 実 費
- ㊩ その他（日常生活品費、教養娯楽費等）で、特別な費用は実費をいただきます。

(5) 支払い方法

毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払いください。
お支払いいただいた後、領収書を発行いたします。

お支払い方法は、現金、銀行振込、口座引落としの方法があります。入所時にお選びください。

5. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

名 称	大分県厚生連鶴見病院
住 所	大分県別府市大字鶴見4333番地

・協力歯科医療機関

名 称	鉄輪歯科クリニック
住 所	大分県別府市鉄輪東6組

6. 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

7. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会は面会簿に記載していただきます。
- ・外出は事前の手続きが必要です。詳しくは職員にお尋ねください。
- ・飲酒は施設長又は施設医師の許可を受け、所定の時間と場所でおとりください。
- ・施設設備、備品の利用は故意に器物及び設備を破損しないことと、許可なく器物、その他を施設外に持ち出さないこととします。
- ・所持品、備品などの持ち込みについては職員にお尋ねください。
- ・金銭、貴重品の管理は施設では行いません。身元引受人の方でお願いいたします。
- ・外出時の施設外での受診は許可なくできません。
- ・ペットの持ち込みは衛生管理面上お断りしております。

8. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓等
- ・防災訓練 年2回

9. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は控えていただきます。

10. 要望又は苦情などの相談

当施設には支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情なども、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、所定の場所に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

連絡先：・シェモア鶴見 老健事務課 0977-23-7113（内線8417）
・別府市介護保険課介護保険給付係 0977-21-1463
・大分県国民健康保険団体連合会 097-534-8475（苦情相談専用）

11. その他

当施設についての詳細は、パンフレット及びインターネットホームページを用意しておりますのでご覧ください。

ホームページアドレス www.ok-chezmoi.com